

城山公園内の土地交換について

1



噴水広場とふれあい広場の利便性と景観の向上のため、
土地交換により長野県神社庁の土地を取得するもの。

1 経緯

① 公園の課題 について

噴水広場とふれあい広場は、道路で分断されている上、間口が狭く連続性や一体感に欠けており、利便性が課題となっている。（市民意見及び再整備検討委員）

② 神社庁庁舎の実情（老朽化対策及び移転の検討）【平成28年10月】

噴水広場の計画を進める過程で、公園の隣接者である神社庁と話をする機会があり、神社庁として庁舎の老朽化と駐車場不足から、移転や建替えを検討しているとの話を伺った。

③ サウンディング型市場調査における意見等【平成31年1月】

公園一帯のサウンディング型市場調査においても、上記の課題を解決することで両広場の一体感が確保され、公園の価値を一層高めることが期待できるなど、課題解決によるメリットや利活用案の提案があった。

噴水広場の整備計画でも、大型遊具をふれあい広場に移設することとなり、両広場の一体感をより高める必要が生じた。

④ 市から土地の取得に向けた協議申出【平成31年3月14日】

以上のことから、神社庁に土地の取得について協議ところ、同年5月17日に協議を行うことの承認を得たもの。

⑤ 土地交換契約【令和4年3月15日】

双方検討の結果、神社庁の移転先を旧城山庁舎南東側の土地に定め、土地交換契約書を締結したもの。

2 交換土地とスケジュール

3



土地交換の内容
等価交換
神社庁所有地
A=1036.29㎡
長野市所有地
A=1310.62㎡

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
神社庁		建築工事	引越し・解体	
長野市			計画	整備工事